

車いすステーション

一時的に車いすを必要とされる方に
最長1週間車いすを無料で貸し出します！



ご利用ガイド

1 貸出希望のステーションに電話等で車いすの空き状況を確認 (予約制ではありません)

2 ステーション窓口で申請書の記入 ※借りる方の氏名、住所が確認できる身分証明書 (健康保険証、運転免許証など) をお持ちください。

3 車いすの貸出し

4 1週間以内に借りたステーションに車いすを返却

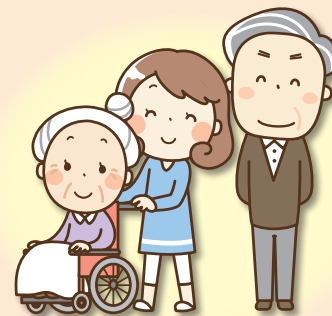
※申請者もしくは利用者が区内在住であることが利用条件となります。

※保有台数に限りがあるため、お断りする場合がございます。

また、貸出しする車いすは介助用のみになります。

※車いすは借りたステーションに返却してください。他のステーションには返却できません。

※車いすの運搬は行いません。ご自身でお持ち帰り及び返却を行ってください。



車いすステーション設置場所については
チラシ裏面をご覧ください

文京区福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係
TEL : 03-5803-1843

